

手続き

お申込から入寮まで
(通常のフロー)

※年度途中の場合の入寮は個別に協議致します。

入寮申込

「入寮申込書」の提出

予備登録(随時登録可)
▼
正式申込

所定の「入寮申込書」に必要事項を記入のうえ、下記までお申込み下さい。

公益財団法人湖国協会 東京連絡所 <(社)東京滋賀県人会>

〒103-0004東京都中央区東日本橋3-6-20

TEL 03-3661-1180 FAX 03-3661-5058(又は湖国寮:FAX 0422-55-1135)

入寮選考

書類選考

面接日通知

面接選考

- ◆在学生・推薦学生…主に東京
- ◆新入生(上記以外)…滋賀

当協会から入寮選考面接日の通知後、入寮予定者(入寮希望学生)は入寮申込者(契約者)を同伴のうえ、当協会の「広報募集・入寮者選考委員会」による面接を滋賀県又は東京都・現地(湖国寮)にて行います。

- 1 新入1年生の場合は、原則として学校が決定した後、面接を行います。推薦入学者、在学者、留學生の場合は、日程を調整して適宜面接を行います。
- 2 面接の結果、入寮予定者(入寮希望学生)が寮生として適格と認められる場合は、入寮可能日を指定した「入寮申込承諾通知書」を当協会から入寮申込者(契約者)宛て通知します。
- 3 書類又は面接による選考の結果、入寮をお断りしなければならない場合は、早期に連絡します。

入寮申込承諾通知書 同封書類

- 寮室使用契約書
- 寮室共同使用契約書
- 自転車駐輪場使用契約書
- 電気料金支払代行契約書
- 初回入寮費用明細書(寮費・給食費・敷金他)
- 協会振込指定口座連絡票
- 寮生振替等管理口座
- 寮生カード(外泊登録先他)
- 入室予定者登録届
- 電気器具使用許可願
- 持込み家具連絡票
- 寮舎内管理運営細則
- 寮生自主管理細則(寮生心得)…他

入寮申込承諾通知

7日以内 入寮意思の確認

申込証拠金の支払い

必要書類Aの提出

- 必要書類A**
- 入寮誓約書…入寮予定者(入寮希望学生)並びに入寮申込者(契約者)の押印必要
 - 寮生振替等管理口座
 - 住民票 1通…過去3ヶ月以内のもの
 - 写真 2枚…上半身、縦4cm×横3cm、過去3ヶ月以内のもの

入寮選考の結果、入寮を許された方には、入寮申込者(契約者)宛て「入寮申込承諾通知書」を発行しますので、同通知書の発行日から7日以内(指定日まで)に、入寮申込証拠金50,000円をお知らせする当協会の所定の振込金融機関の口座にお振り込みください。(振込手数料は申込者負担)

※現金書留による郵送では受け付けませんので、ご注意ください。

- 1 納入された申込証拠金は、入寮希望者(入寮予定者)が入寮された場合は、全額寮費に充当します。当協会より「入寮申込承諾通知書」発行後、入寮申込の取消とみなされる場合(下記、**【※1】入寮申込み取り消し該当事項**参照)は、返還しませんのでご注意ください。
- 2 入寮申込者は、別途締結する「寮室使用契約書」(定期建物賃貸借契約書)における契約者(借主)であり、諸費用の支払義務者です。原則として契約者は入寮予定者(入寮希望学生)の保護者となります。以下、「契約者」といいます。

入寮手続き

毎年3/20頃までに 「寮室使用契約書」他 契約締結

その他「同封書類」の提出

毎年3/25頃までに 初回費用の支払い

入寮予定日 引越し・入寮

毎年4月中 必要書類Bの提出

- 必要書類B**
- 在学証明書または入学許可書(コピーで可)
 - 健康診断書

1 「入寮申込承諾通知書」の発行日より7日以内(指定日まで)に、**必要書類A**の提出をお願いします。**必要書類B**は4月中に提出してください。

2 入寮費用は入寮予定日の前月25日までに、下記の入寮費用(詳細はP8~9参照)をお支払い下さい。(敷金については預託してください。)

●月額室料及び共益費の6ヵ月分 ●給食費4ヵ月分 ●敷金50,000円(一律)

3 既に入寮申込証拠金を当協会に支払い済の場合、2の入寮費用から**申込証拠金50,000円**を差し引いた金額を当協会の指定する金融機関口座に振り込んでください。別途、当協会が指定する金融機関口座はお知らせ致します。なお、振込手数料は、入寮申込者(契約者・保護者)負担です。予めご了解下さい。

4 入寮申込者が次の一つに該当する場合は、入寮申込みを取り消されるものとして扱います。この場合には、早めに必ずご連絡ください。

- 【※1】入寮申込み取り消し該当事項**
- 入寮申込者の都合により申込みを取り消す場合
 - 入寮申込者の記載内容に虚偽がある場合
 - 「入寮申込承諾通知書」の発行日より7日以内(指定日まで)に申込証拠金を納入されない場合
 - 契約手続きが最終期限までに完了していない場合
 - 入寮費用の支払い期限までに支払いがない場合

5 初回入寮費用納入後(申込証拠金は全額寮費に充当済)、入寮申込者の都合で入寮を取り消す場合は、取消月までの寮費(室料、共益費)及び給食費は返還しません。取消月の翌月からの寮費(室料、共益費)及び給食費並びに控除後の敷金(寮費・給食費細則第3条第2項参照)については返還します。

6 寮費納入後、契約者が寮室使用契約を期間満了前に解約する場合(途中退寮する場合)は、解約月までの寮費(室料+共益費)は返還しません。解約月の翌月からの寮費(室料+共益費)は返還します。給食費の返還については、事前の届出がない場合は返還できません。(寮費・給食費細則第7条(欠食費の返還等)参照)

7 入寮申込書に記入した入寮希望者(入寮予定者)の入寮予定日に変更になる場合には、入寮7日前迄にご連絡下さい。